

岐阜県公報

第 四 百 四 十 一 号
令 和 五 年 十 月 三 十 一 日

(火 曜 日)

目 次

告 示

土壌汚染対策法に基づく措置を講ずることが必要な区域の指定の解除	(環境管理課)	五〇一
土壌汚染対策法に基づく変更の届出をしなければならない区域の指定の解除	(同)	五〇一
救急病院の認定	(医療整備課)	五〇二
保安林に指定する予定である旨の通知	(森林保全課)	五〇二
土砂災害警戒区域の指定解除	(砂防課)	五〇二
土砂災害特別警戒区域の指定解除	(同)	五〇三
土砂災害警戒区域の指定	(同)	五〇三
建築基準法に基づく道路の位置指定	(建築指導課)	五〇三
公 示		
市街地再開発組合の事業計画の変更認可 落札者等に関する公示	(都市整備課)	五〇四
	(会計課)	五〇五

告 示

岐阜県告示第四百四十六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）の指定を次のとおり解除する。

令和五年十月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定を解除する要措置区域

令和三年岐阜県告示第四百八十六号により指定した区域（安八郡安八町南今ヶ淵字東沼五九七番一、森部字高須一五五八番一、大森字筏場一八番一、字伊勢沼一〇八番及び一六八番一並びに字松原一八〇番一並びに氷取字金沼二六四番四及び二六五番一の各一部）のうち、安八郡安八町南今ヶ淵字東沼五九七番一、森部字高須一五五八番一、大森字筏場一八番一、字伊勢沼一〇八番及び字松原一八〇番一の各一部並びに大森字伊勢沼一六八番一及び氷取字金沼二六四番四の全部

二 指定に係る特定有害物質の種類

六価クロム化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 当該要措置区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

岐阜県告示第四百四十七号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、特定有

害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしななければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）の指定を次のとおり解除する。

令和五年十月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定を解除する形質変更時要届出区域

令和三年岐阜県告示第四百八十七号により指定した区域（安八郡安八町森部字高須一五五八番一並びに大森字伐場一八番一、字伊勢沼一〇八番及び字松原一八〇番一の各一部）のうち、安八郡安八町森部字高須一五五八番一の一部及び大森字伊勢沼一〇八番の全部

二 指定に係る特定有害物質の種類

鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

岐阜県告示第四百四十八号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の医療機関を救急病院として認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

令和五年十月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

医療機関名	所在地	有効期間
岩砂病院・岩砂マタニテイ	岐阜市八代二丁目七番地一	自令和五・五・六七 至令和八・五・三〇
岐阜県立下呂温泉病院	下呂市森三二二	自令和五・五・三〇 至令和八・五・二九

岐阜県告示第四百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和五年十月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

加茂郡白川町下佐見字負尾二五三〇の二（次の図に示す部分に限る。）、二五三〇の一、二五三三、二五三三の二、二五三三の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字負尾二五三〇の一・二五三〇の二・二五三三・二五三三の二・二五三三の二

（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百五十号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第四百四十九号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和五年十月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
源新川	土岐市駄知町	次の図のとおり	土石流
西山10	土岐市下石町	次の図のとおり	土石流
鶴里町柿野26	土岐市鶴里町柿野	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県多治見土木事務所及び土岐市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百五十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第五百二十二号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和五年十月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
源新川	土岐市駄知町	次の図のとおり	土石流
西山10	土岐市下石町	次の図のとおり	土石流
鶴里町柿野26	土岐市鶴里町柿野	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県多治見土木事務所及び土岐市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百五十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和五年十月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
源新川	土岐市駄知町	次の図のとおり	土石流
西山10	土岐市下石町	次の図のとおり	土石流
鶴里町柿野26	土岐市鶴里町柿野	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県多治見土木事務所及び土岐市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百五十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を、建築事務所長が次のように指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条第一項の規定により公告する。

令和五年十月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜・西濃建築事務所長

位置	幅員	延長	指定番号	年月日
羽島郡岐南町野中五丁目一五六番	五・〇〇メートル	三・四・七メートル	岐阜県指令 岐西建築第一六一号	令和 五・七・二一

東濃建築事務所長		中濃建築事務所長		
位 置	幅員	位 置	幅員	
延	延	指定番号	指定番号	
指 定 番 号	指 定 番 号	年 指 月 日 定	年 指 月 日 定	
土岐市肥田町肥田字西島二三〇六番三	六〇三	八七・六九	東建築第八号の二	令和 五・八・二四
関市東本郷字山王裏五四二番四	六〇二	六〇・七六	岐建築第二号の九	同 九・三
可児郡御嵩町中字社宮司九二七番二	六〇〇	六二・一八	岐建築第二号の八	同 九・一
関市下有知字野起四六五八番の一部及び四六八三番九	六〇〇	六四・二三	岐建築第二号の七	同 八・四
美濃加茂市新池町二丁目一五番九	六〇〇	五五・〇〇	岐建築第二号の六	同 七・三
関市下有知字寺下三二九一番三三	六〇〇	二九・四三	岐建築第二号の五	令和 五・七・二六
羽島郡岐南町野中五丁目一六〇番四	五二五	三三・九六	岐建築第一号の七	同
揖斐郡池田町池野字横町前一七五番四及び二四〇番の一部	六〇〇	五三・二九	岐建築第一号の八	同 七・七
羽島郡岐南町伏屋八丁目一三番五	四〇〇	三三・〇九	岐建築第一号の六	同 八・〇
安八郡輪之内町四郷字新開三〇五番四	六〇〇	三三・三七	岐建築第一号の九	同 九・二五

公 示																					
<p>市街地再開発組合の事業計画の変更認可 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、次の市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において読み替えて準用する同法第十九条第一項の規定により公示する。</p> <p>令和五年十月三十一日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p>	<p>（道路の位置を示す図面は、その位置を所管する建築事務所において縦覧に供する。）</p> <table border="1"> <tr> <td>中津川市手賀野字中沼三二八番三</td> <td>六〇〇</td> <td>七三・六</td> <td>岐建築第一号の三</td> <td>同 八・一七</td> </tr> <tr> <td>中津川市手賀野字中沼三二八番三</td> <td>五〇〇</td> <td>三〇・三</td> <td>岐建築第一号の四</td> <td>同 八・二六</td> </tr> <tr> <td>恵那市長島町中野字鍛冶畑三八五番三、三七七番四、三七九番七、同番六六及び同番七一</td> <td>六〇〇</td> <td>三三・〇〇</td> <td>岐建築第一号の五</td> <td>同 九・一五</td> </tr> <tr> <td>中津川市手賀野字斧戸七〇一番一及び同番一九</td> <td>六〇〇</td> <td>九三・四</td> <td>岐建築第一号の六</td> <td>同 九・二〇</td> </tr> </table>	中津川市手賀野字中沼三二八番三	六〇〇	七三・六	岐建築第一号の三	同 八・一七	中津川市手賀野字中沼三二八番三	五〇〇	三〇・三	岐建築第一号の四	同 八・二六	恵那市長島町中野字鍛冶畑三八五番三、三七七番四、三七九番七、同番六六及び同番七一	六〇〇	三三・〇〇	岐建築第一号の五	同 九・一五	中津川市手賀野字斧戸七〇一番一及び同番一九	六〇〇	九三・四	岐建築第一号の六	同 九・二〇
中津川市手賀野字中沼三二八番三	六〇〇	七三・六	岐建築第一号の三	同 八・一七																	
中津川市手賀野字中沼三二八番三	五〇〇	三〇・三	岐建築第一号の四	同 八・二六																	
恵那市長島町中野字鍛冶畑三八五番三、三七七番四、三七九番七、同番六六及び同番七一	六〇〇	三三・〇〇	岐建築第一号の五	同 九・一五																	
中津川市手賀野字斧戸七〇一番一及び同番一九	六〇〇	九三・四	岐建築第一号の六	同 九・二〇																	
<p>一 市街地再開発組合の名称 多治見駅南地区市街地再開発組合</p> <p>二 事業施行期間 平成三十年二月二十七日から 令和五年十二月三十一日まで</p> <p>三 施行地区 事業計画書において表示するとおり</p> <p>四 事務所の所在地</p>																					

<p>令和五年十月三十一日現在 五 収入隠匿の件 平成三十年八月十六日 六 収入隠匿の件 令和五年十月三十一日</p>	<p>1 特定役務の名称及び数量 岐阜県警察交通取締管理システム機器の賃貸借及び維持管理業務 一式</p> <p>2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p> <p>3 入札公告を行った日 令和 5 年 8 月 9 日</p> <p>4 落札者を決定した日 令和 5 年 9 月 21 日</p> <p>5 落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市中村区名駅三丁目25番 3 号 F L C S 株式会社中部支店 支店長 相良 長典</p> <p>6 落札金額 86,900,000円</p> <p>7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 (1) 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課調達第二係 (2) 所在地 岐阜市数田南二丁目 1 番 1 号</p>
<p>令和五年十月三十一日現在 一 特定役務の名称及び数量 岐阜県指掌校自動識別システム機器の賃貸借及び維持管理業務 一式</p> <p>2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p> <p>3 入札公告を行った日 令和 5 年 8 月 9 日</p> <p>4 落札者を決定した日 令和 5 年 9 月 21 日</p> <p>5 落札者の住所及び氏名 東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 1 号 株式会社 J E C C 営業統括本部長 飯倉 義一</p> <p>6 落札金額 383,454,720円</p> <p>7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 (1) 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課調達第二係 (2) 所在地 岐阜市数田南二丁目 1 番 1 号</p>	<p>1 特定役務の名称及び数量 岐阜県警察航空機（ベル式412EP型）エンジンオーバーホール 一式</p> <p>2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p> <p>3 入札公告を行った日 令和 5 年 8 月 10 日</p> <p>4 落札者を決定した日 令和 5 年 9 月 21 日</p> <p>5 落札者の住所及び氏名 愛知県小牧市大字東田中1200番地 M H I エアロエンジンサービズ株式会社 代表取締役 吉村 肇</p> <p>6 落札金額 31,471,000円</p> <p>7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 (1) 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課調達第二係</p>
<p>令和五年十月三十一日現在 一 特定役務の名称及び数量 岐阜県指掌校自動識別システム機器の賃貸借及び維持管理業務 一式</p> <p>2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p> <p>3 入札公告を行った日 令和 5 年 8 月 9 日</p> <p>4 落札者を決定した日 令和 5 年 9 月 21 日</p> <p>5 落札者の住所及び氏名 東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 1 号 株式会社 J E C C 営業統括本部長 飯倉 義一</p> <p>6 落札金額 383,454,720円</p> <p>7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 (1) 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課調達第二係 (2) 所在地 岐阜市数田南二丁目 1 番 1 号</p>	<p>令和五年十月三十一日現在 一 特定役務の名称及び数量 岐阜県指掌校自動識別システム機器の賃貸借及び維持管理業務 一式</p> <p>2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p> <p>3 入札公告を行った日 令和 5 年 8 月 9 日</p> <p>4 落札者を決定した日 令和 5 年 9 月 21 日</p> <p>5 落札者の住所及び氏名 東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 1 号 株式会社 J E C C 営業統括本部長 飯倉 義一</p> <p>6 落札金額 383,454,720円</p> <p>7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 (1) 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課調達第二係 (2) 所在地 岐阜市数田南二丁目 1 番 1 号</p>

(2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号

岐阜県警署に属する公報

岐阜県警署又は特定職務の職階手続の採用を定める規程（平成十七年岐阜県規程第百二十号）第十一條の規程に「及び」の語句を「及び」から「及び」に変更し、

令和五年十月三十一日

岐阜県警署 田 田 署

1 特定職務の名称及び数量 岐阜県警察航空機（ベル式412EP型）の定期整備、コンボートオーバーホール及び定期耐空検査並びに無線局検査一式

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 令和5年8月10日

4 落札者を決定した日 令和5年9月21日

5 落札者の住所及び氏名 岐阜市長住町九丁目11番地

中日本航空株式会社岐阜支店

支店長 松野 和夫

6 落札金額 101,530,000円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課調達第二係

(2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号

令和五年十月三十一日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目1番1号
岐阜県

編集
岐阜市三輪ふりんどびあ十三 一 岐阜文芸社